

一般社団法人日本心身医学会専門医制度規則

(目的・名称)

第1条 この制度は、心身医学科医としての広い知識と錬磨された技能を備えた優れた臨床医を専門医として認定し、社会に送り、社会一般の人々がより高く、より正しい心身学の恩恵を受けられるよう社会に貢献し、併せて心身医学の普及向上を図ることを目的とする。

2. この目的達成のため、日本心身医学会は日本心身医学会認定専門医制度を設け、専門医と呼ばれるにふさわしい知識・経験を持つ医師を心身医学専門医（以下「専門医」という）として認定する。

3. 専門医の呼称は、次のとおりとする。

例：専門医 氏 名（日本心身医学会認定 心身医療「内科」専門医）

(認定方法)

第2条 心身医学専門医の認定を受けられる者は、医師免許証を持ち、基本領域（眼科、外科、救急科、形成外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、小児科、整形外科、精神科、総合診療、脳神経外科、泌尿器科、病理、皮膚科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、臨床検査（以上五十音順）の関連学会等の認定資格を有し、本学会及び基本領域学会で認定された研修診療施設で一定期間心身医学を研修し、所定の手続きを経て、学会が定める試験に合格し、専門医制度委員会の審査を経て理事会で認定された者に限る。

2. 前項の研修診療施設は、下記の条件のすべてを具備したものであること。

(1) 学会認定の指導医が1名以上いる大学又は病院などで、その指導医の所属する診療科であること。

(2) 上記の施設のうち、本学会専門医制度委員会の審査を経て、理事会で認定されたものであること。

(3) 研修診療施設の条件として、心身医学関係の図書を充実させ（研修診療施設が属している大学あるいは病院の図書館又は図書室を含む）、症例検討のためのカンファレンスや臨床研究を進めるための文献抄読会・研究会を定期的に開催すること。

3. 研修方法は、次のとおりとする。

(1) 研修年限は、研修医が常勤の場合は、本学会研修診療施設において3年以上、基本領域学会の研修診療施設での研修と合わせて6年以上、非常勤の場合は本学会の研修診療施設で5年以上、基本領域学会の研修診療施設での研修と合わせて8年以上とする。

(2) 研修修了の条件は次のとおりとする。

イ) 医師歴6年以上、本学会員歴6年以上であること

ロ) 心身医学に関する学会発表3回以上

ハ) 心身医学に関する学術論文3編以上 1

ニ) 学会（支部を含む）で主催した心身医学会講習を受講すること（細則は別に定める）

ホ) 本学会及び基本領域学会で定めたガイドラインに沿って研修すること

4. 試験及びその手続きは、研修を修了した者で、認定を希望する者は、研修診療施設長の

研修修了証明書、指導医の推薦状、所定の認定医申請書を添えて学会に申し出て試験を受けるものとする。

5. 専門医として認定された者に対して、学会は心身医学専門医の証書を授与する。

6. 研修指導医

指導医とは、研修診療施設で研修指導を担当する者のことで、大学医学部附属病院で心身医学を取り扱う診療科の講師以上の教官、本学会評議員、又はこれらに準ずる資格を持った医師のうち次の条件のすべてを具備する者であること。

イ) 本学会専門医であること

ロ) 本学会会員歴6年以上

ハ) 心身医学に関する学会発表6回以上（単なる連名者でないこと）

ニ) 心身医学に関する学術論文6編以上（単なる連名者でないこと）

ホ) 上記の条件のすべてを具備し、本人が作成した学会所定の書類による委員会の審査を経て、理事会で指導医として認定される。ただし、施設から移動があった場合は、再度申請することが必要である。

（試験及びその方法）

第3条 試験及びその方法は、次のとおりとする。

（1）試験委員会

指導医の中から専門医制度委員会で面接要員若干名を専門別・地方別を考慮して選定し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。任期は1年とし、再任を妨げない。

（2）試験は、概ねガイドラインに沿って行うが、あらかじめ学会誌に概要を発表する。

（3）試験の方法の詳細は別に定める。

（運営機関）

第4条 この制度の運営は、心身医学会の中に設けられた専門医制度委員会（以下「委員会」という）が担当する。

2. 委員会は理事会において、理事及び評議員の中から委員長、委員若干名を選出して構成する。

（規則の変更）

第5条 この規則について疑義を生じた場合、あるいは変更の必要が起こった場合には、専門医制度委員会において検討し、理事会の承認を得て変更を行う。

附則

この規則は、平成18年5月30日から施行する。

附則

この規則は平成20年1月25日から施行する。

附則

この附則は平成20年6月11日から施行する。

附則

この附則は2025年（令和7年）5月18日から施行する。